

(別表-1)

【利用料金－昼間－】

＜介護保険適用の場合＞ ＊（ ）内は介護予防の料金		利用者負担金		
		【１０割負担】	【１割負担】	【２割負担】
看護師	２０分未満	３,１４０円 (３,０３０円)	３１４円 (３０３円)	６２８円 (６０６円)
看護師	３０分未満	４,７１０円 (４,５１０円)	４７１円 (４５１円)	９４２円 (９０２円)
看護師	３０分～１時間	８,２３０円 (７,９４０円)	８２３円 (７９４円)	１,６４６円 (１,５８８円)
看護師	１時間～１時間３０分	１１,２８０円 (１０,９００円)	１,１２８円 (１,０９０円)	２,２５６円 (２,１８０円)
理学療法士等	１回につき	２,９４０円 (２,８４０円)	２９４円 (２８４円)	５８８円 (５６８円)

※ 負担割合証に定められた額となります。

※ 准看護師が行った場合１０％減となります。

※ 理学療法士とは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のことをいいます。

- (１) 早朝（午前６時から午前８時）と夜間（午後６時から午後１０時）は２５％増し、深夜（午後１０時から午前６時）は５０％増しとなります。

上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）で定められた時間を基準とします。

２０分未満の訪問については、２０分以上の訪問が週１回以上含まれている場合に利用可能となります。

- (２) 緊急時訪問看護加算 ５, ７４０円（１月につき）区分支給限度基準額外
厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して常時対応できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合特別管理加算を算定する状態の者に対して、一ヶ月以内の２回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の加算が追加となります。

(3) 特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して訪問看護に関する計画的な管理を行った場合

特別管理加算Ⅰ 5,000円（1月につき）区分支給限度基準額外

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ 2,500円（1月につき）区分支給限度基準額外

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥瘡の状態

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(4) 長時間訪問看護加算 3,000円（1回につき）

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、所定のサービス費に加算となります。

(5) 複数名訪問加算 30分未満 2,540円

30分以上 4,020円

一人で看護を行うことが困難な場合

(6) ターミナルケア加算 25,000円（死亡月につき）

在宅で死亡した利用者に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合し、ターミナルケアを受ける利用者に対して24時間連絡かつ必要に応じて訪問看護を行うことができる体制にあつて、事業所の看護師等がその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

（その他別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対しては1日以上）

ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む

(7) サービス提供体制強化加算 30円（1訪問につき）

利用者に関する留意事項の伝達・研修等を計画的に実施し、かつ3年以上の勤務年数のある看護師等が配置されているなど厚生労働大臣が定める基準に適合している場合

(8) 初回加算 3,000円(1月につき)

過去2月間において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合

(9) 退院時共同指導加算 6,000円(初回訪問を行った日)

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所にあたり、看護師等が退院時共同指導を行った後、初回の訪問看護を実施した場合1回(厚生労働大臣が定める状態にある利用者は2回)

(10) 看護・介護職員連携強化加算 2,500円(1月につき)

訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう助言を行うとともに、利用者の居宅に同行し業務の実施状況について確認した場合又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合

(11) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、地域を越えた境から10km未満は無料です。

10km以上は5km増すごとに100円を徴収します。

交通機関を利用した場合は実費を徴収します。